

# 本基準の違反行為に対する措置

平成25年4月1日

## はじめに

1. この『本基準の違反行為に対する措置』は、特定非営利活動法人日本生活向上協会（以下「**本会**」という。）正会員の自主行動基準に違反する行為が明らかになったときの措置について規定するものである。
2. この『本基準の違反行為に対する措置』は本会の法人登記日（平成17年1月31日）を制定日とし、同日から実施する。

## (1) 相談事例のなかで違反行為が明らかとなったとき

行政機関から寄せられた情報のなかで、自主行動基準に違反する行為が具体的に明らかになった場合、個別の相談の解決とは別に、本会の定款に基づき本会理事会にて判断される。

## (2) 特定商取引に関する法律（以下「**法**」という。）に基づいて行政処分等がなされ、社名が公表されたとき

- ア. 行政処分等がなされた場合、本会理事会は速やかに当該正会員からその処分根拠となった具体的な内容についての報告を求めるとともに、違反行為が行われていた対象が当該正会員の特定の営業所かあるいは全営業所か、営業マニュアル等の調査を行う。
- イ. アに基づき、本会の理事会は、改善が必要とみとめれば「改善勧告」を発令する。また、当該正会員の問題行為・違反行為が著しく、本会の名誉を傷つけたと認定されれば本会の定款に基づき、当該会員へ「**有期資格停止**」・「**資格停止**」又は「**除名**」の何れかを理事会にかけ、総会にて判断される。
- ウ. 総会で処分が決まった時点で、本会ホームページ上に「当該正会員が行政処分された事実および理事会により「改善勧告」が発令された事実」を掲載する。
- エ. 「改善勧告」の発令に際しては、発令から1ヶ月以内に「改善報告書」を理事会あて提出するよう求める。原則として「改善勧告」発令から「改善報告書」提出までの期間に、本会事務局担当者又は本会事務局が委託した者が当該正会員に出向き、別途定める当該正会員幹部および対象となる販売員に対して一定期間の研修を実施する。その研修に係る経費は、全て当該正会員の負担とする。
- オ. 本基準は改正特定商取引に関する法律施行の日（平成21年12月1日）より実施する。